

# 保育叢話

光藤 フデ

○子供(兄弟姉妹)の喧嘩について

子供の喧嘩を見て居りますと、實に野蠻時代の住民の有様を目撃する様な感じが常に起ります、天真爛漫少しも飾氣のない子供は只自己の欲するまゝに振舞ひます、強いもの勝ちで、どうしても弱い方が負けて泣くので御座います、しかし野蠻時代と違ふて、立派な政府があるからよろしいのです、即ち泣いて訴訟を起すのであります、裁判所に訴へるので御座います、母たる檢事はすぐ様、事實調査に移ります、喧嘩した二人の者を呼び出します、時に或は出張します、出張する方が多いのであります、被告と原告とは互に自己の利益になる様に言ひ張ります、しかし之は少し辯の出來たる子で御座います、辯の出來ないものは、ありのまゝを陳述します、其處に證人があります

三〇

其の證人がすぐ土瓶口を出します、種々聞き取つた上で判決を下します、其の判決は一寸六ケしいので御座います、時に或は子供の心狀に注意して斟酌してやらないと子供はどうしても官の判決に服しません、控訴します、恐ろしく控訴します、以前より大聲を上げて控訴します、其の控訴になりましては、モ一前の善を善とし惡を惡とするの判決は功を奏しません、只理非を論せず、控訴するのであります、皆様は此の場合如何なる手段をお取りになりますか知りませんが私は只モ一子供の氣を換へさせる様つとめて、裁判を中止するのであります、しかしかゝる事は餘り見受ける事では御座いません、大抵は控訴せずすぐ判決に服します。

その判決は餘程公明でない子供に種々の悪影響を及すので御座いますとすれば母親などは偏頗な判決を下し易いのであります、殊に數多ある子の中では或る事情の爲めに可愛い憎いの別が出來

る事さへあります、我が愛の度の強い子程、都合のよい判決を下し易いが女子の常であります、其の平素の憎愛によりて偏頗な判決を下しますと如何なる弊害が起るかも分りませせん。

例令ばこゝに二人の喧嘩があるとしまして、訴訟を起したと假定します、一人は常日頃我が愛情の濃かな子、一人は左程に思はぬ時に、愛の度の強い方が無理をいふて喧嘩をしたとしますと、十人が十人苟も身に教育ある母親でありますれば、理を理とし、非を非とするに、ためらふ人はありません、其處が女の弱點情にもろき女心の、我が愛子の愛にひかされて、誤つた判決をします、其の時はどんな結果になるでしようか。

一、無理を以て勝利を得た子供は、一寸外見が宜しい様でありますが決してよろしくないのです、ります、この兒の心に如何なる印象を留めますか、自分は悪い事をして、叱らないで通してくれる、悪い事をせんが損だ、仕度放題仕た方

が得たと口には申しませんがたしかに其の心到我儘の種子を植付るので御座います。

二、又理があつても母の偏愛、愛の爲めに敗訴となりし子供は何と感ずるで御座いませう、意志の強い子ならばあくまで其の冤を訴へて泣き叫ぶで御座いませう、母親の威光詮方なく服すといたしましても其の心中己に母親を信頼するの念が薄らぐと同時に、其の子の性質がねぢくれます、常にねぢけた目を以て母親を見る様になります、又他の人に對する様になります、他人に嫌はれる様になります、尙更ひねくれる様になります、將來の惡徳はこゝに其根が出来て仕舞ひます。

三、證人として側にある子供は如何で御座いませうよし、口に出さずとも、心窃かに、この母の判決を不服に思ひ、母さんは、あの子が可愛いから、悪いのに叱らないで、善い方を叱つて可愛相だは、我々もよい事をして叱られるかも

知れない、一層仕度放題にしてやれなど、少し  
 性のわるい子は自暴自棄に陥りて、其の將來の  
 品性を傷けるで御座いませう、又一方には母の  
 威信地に墜ち、子供は母親の裁判を喜ばなくな  
 ります、事ある毎に他の人に依頼する様になり  
 易いので御座います、そこで母親の教育の成果  
 が擧らなくなりませう。

右の様な譯で母の偏頗な判決は、我が愛子を誤り  
 他の兒を誤りて將來の害を醸すことが多大で御座  
 いますから、そんな事があつてはなりません、  
 不幸にして實際種々の事情の爲め抜く事の出来な  
 い憎愛の念が根を固めて居りますなれば、母親は  
 一層の注意を拂つて、決して其の愛に溺れず常に  
 限りなき慈愛の中に、理性に訴へて事を裁断し荷  
 も愛兒といへども、非なるときには充分之を詰責  
 して其の不都合を詫びさせなければなりません。  
 餘計に可愛い子ならば少し位餘計に叱つても宜し  
 いと存じます、兎も角此の喧嘩は餘り宜しくあり

三二  
 ませんから、平素から成丈喧嘩をさせぬ様に氣を  
 つけて訓練する事は怠つてはなりません、しかし  
 どうしても、一日同じ室に、同じ庭に、袖を連ね  
 て數人の子供が遊びますと一度も喧嘩しないでと  
 いふ事は六ヶしい様で御座いますから、若し喧嘩  
 が御座いましたならば母親は須らく檢事が法庭に  
 於て判決を下すと同じく公明正大な心を以て伏仰  
 天地に耻ぢない裁断を下すべきであります。

### ◆冬の用心◆

保育室の戸隙子に破損はないか。隙もる風は感冒を持つて来る  
 咳の出る子どもはないか。少しでも發熱の氣味のある子どもは  
 ないか。感冒は初めを大事にせよ。  
 ひょ。あかぎれの切れて居る子どもはないか。少しでもあつた  
 ら直ぐ手あてせよ。併し、手あてよりも豫防を心がけよ。水を  
 使つた手のぬれて居る子どもはないか。泣いた顔のよく、ふひ  
 てない子どもはないか。ぬれた手を直ぐ火鉢やストーブで燥か  
 して居る子どもはないか。